

草の根・人間の安全保障無償資金協力 外部委嘱員の募集

2018年4月24日

在東ティモール日本国大使館

経済・開発協力班

在東ティモール日本国大使館は、以下のとおり草の根・人間の安全保障無償資金協力（注）における外部委嘱員（以下「草の根外部委嘱員」）を募集いたします。

（注）草の根・人間の安全保障無償資金協力は、開発途上国の多様なニーズに応えるために1989年に導入された制度です。開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関、並びに途上国において活動している国際及び現地NGO（非政府団体）等が現地において実施する比較的小規模（原則1,000万円以下）の案件に対し、資金協力をを行うものです。

1. 職務内容

草の根・人間の安全保障無償資金協力学スキームの案件形成および現地調査、実施進捗管理、案件フォローアップ、関係機関との調整等。

2. 応募資格

- ① 日本語及び英語の能力（文書作成、交渉、会話能力）が十分にあること。テトゥン語、またはインドネシア語が出来ることが望ましい。
- ② 開発・経済協力への関心があること。開発関係実務経験3年以上あることが望ましい。
- ③ 首都ディリにおける業務及び東ティモール国内の移動が伴う業務が可能であること。
- ④ 基本的なコンピュータ能力を有すること。
- ⑤ 東ティモールに関する知識及び経験を有することが望ましい。

3. 契約条件

- ① 謝金は当地での一定の基準に基づき支払われます。当該業務に関する専門性が認められる場合には、加算される場合があります。
- ② 契約期間は2019年3月末までとしますが、実績及び本人の希望により、最長3年間継続できる可能性があります。
- ③ 契約開始は7月初旬を想定しています。

4. 応募方法

5月14日（月）までに顔写真を添付した履歴書、志望動機をA4紙に1～2枚程度にまとめ、件名に【草の根外部委嘱員募集】と明記の上、電子メールにて以下のアドレスに送付願います。

support-japan630@di.mofa.go.jp

なお、応募時に提出された書類は返却いたしません。個人情報については、採用選考の目的のみに使用し、応募の秘密は厳守致します。

5. 選考方法

書類選考の後、書類選考通過者を対象に面接試験を実施致します。

※書類選考不通過者に対しては当館から連絡いたしません。面接試験不通過者に対しては、不通過である旨メールにて連絡いたします。採用過程・結果に関する問い合わせ等には、一切お答えできませんので、ご了承願います。

※留意事項

- ① 本件の外部委嘱に関する契約は大使館職員としての雇用契約ではなく、個別の業務委託契約です。したがって、通常の雇用契約に含まれる各種の待遇は適用されません。
- ② より詳細な業務の内容についてはPARTNER国際協力総合情報サイトをご参照ください。